

四日市市告示第 33 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 2月 2日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	霞ヶ浦垂坂線	垂坂町字高座258-7 大字羽津字豊広新田甲5166-110	10.4~13.1 4.0~38.0	80.0 3,087.5	区域を変更する 幅員を変更する
		垂坂町字高座258-7 大字羽津字豊広新田甲5166-110	4.0~38.0	3,087.5	